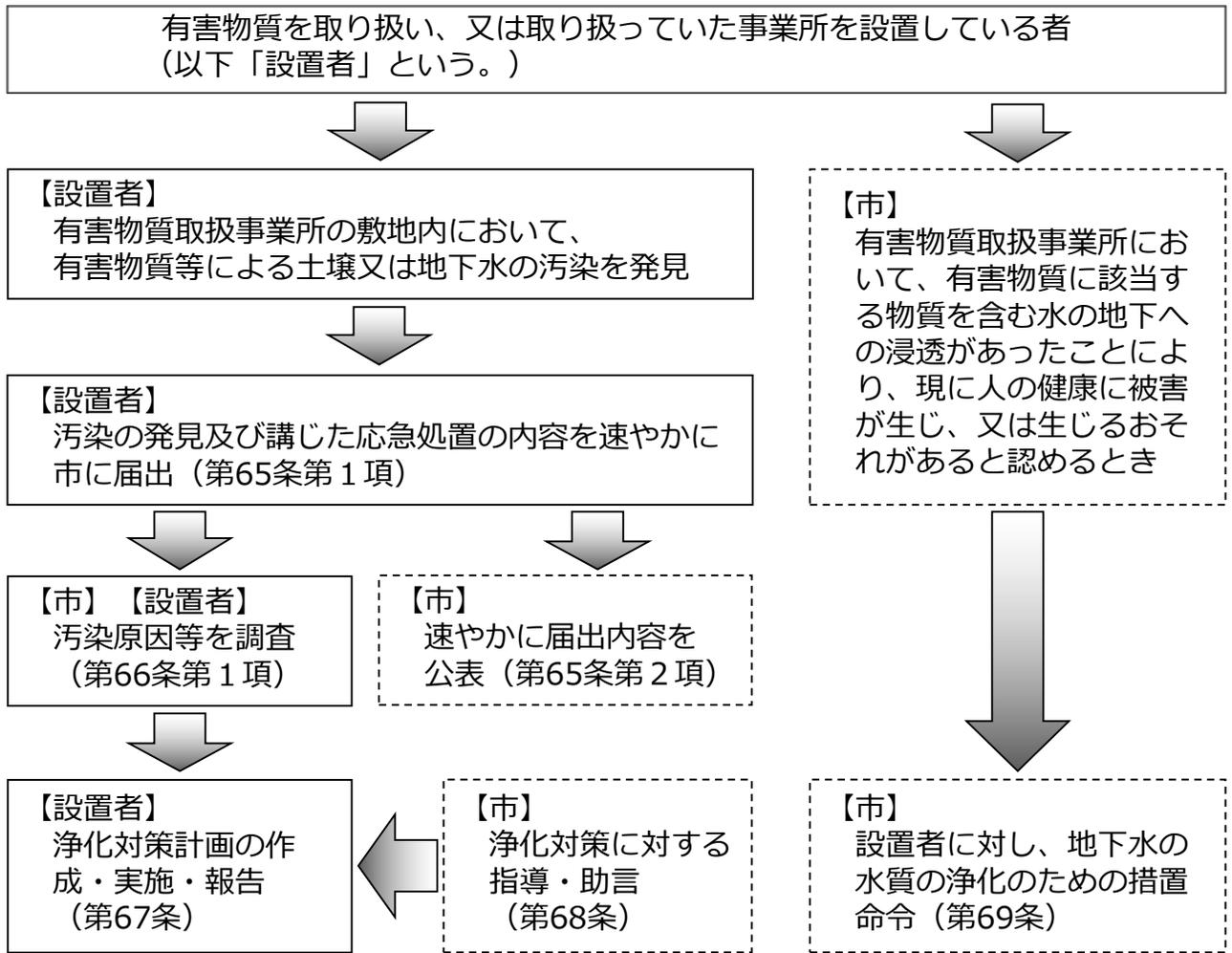


岡山県環境への負荷の低減に関する条例の概要 (有害物質取扱事業所において土壌・地下水汚染が発見された場合)



○適用除外する事業所

有害物質を書面等（帳簿など）によって取扱い、有害物質の製造、処理、保管等の実際の取扱いを行わない事業所

○適用除外する土壌・地下水

- ・農耕地に係る土壌
- ・汚染原因が専ら自然的原因によることが明らかな土壌・地下水
- ・原材料のたい積場、廃棄物最終処分場等の土壌
- ・放射性物質により汚染された土壌・地下水

※ 適用除外する土壌・地下水の該当性については、必ず市へご相談ください。

○法と県条例の二重適用の解消

ア 市に土壌汚染対策法（以下「法」という。）第14条第1項の申請があったときは、当該申請に係る土地の土壌汚染及び当該汚染に起因する地下水の汚染（以下「土壌汚染等」という。）については、当該申請がされてから当該申請に対する法第16条第1項に規定する要措置区域等に指定する旨の公示がされ、又は指定しない旨の通知が申請者に到達するまでの間は、県条例第67条及び第68条の規定は適用しない。

イ 市に法第3条第1項若しくは第8項、第4条第3項又は第5条第1項の規定による報告、法第4条第2項の規定による提出又はアの公示があったときは、当該報告、提出又は公示に係る土地の土壌汚染等については県条例第65条から第68条までの規定を適用しない。